

第2号

天然造林計画書

出品者：青沼村

天然造林地 経営及び成績書

| | | |
|------|--|---|
| 所有者 | 南佐久郡青沼村 | |
| 位置 | 南佐久郡青沼村大字平林字富士腰 | |
| 面積 | 天然造林面積 | |
| | 28.3123ha | |
| 方位傾斜 | 南方に面し約20度の傾斜地なり | |
| 地質 | 稀に岩盤の露出を見るも土層深は地味肥沃なり | |
| 樹種 | 赤松 | |
| 本数 | 85,000本 | |
| | (注) 全体の植栽本数=面積×単位面積あたりの植栽本数=28.3123×3000=84,937本÷85,000本 | |
| 樹齡 | 20年より25年に至る | |
| 管理法 | 伐採事項 | 大正3年(1914年)2月編成の施業案に基づき、輪伐期 第1期即ち大正30年(1941年：昭和16年)より15か年間を輪伐するものとす |
| | 跡地 | 伐採後10ヶ年以内に天然更新法により造林をなさんとす |
| 沿革 | 古来有名なるアカマツ林地にして毎年風味佳良なる松茸を産し、其の名(曾原松茸)今なお地方に喧伝せらる 舊領主大給候茸狩の遺跡にして緑陰鬱蒼空に連なり綠色將に滴らんとして自然の雅光に一段の情趣を添ゆる 爾来数度の野火に全くその絶景を没し長り国有林編入の下に空敷荆棘の儼蔓と地方村民の蹂躪に委せられし時の政府特に同地の由緒と自然の勝景とに鑑み模範赤松林の造成を目的とし明治31、32年に渡り数千金を投じてアカマツの人工植栽をなせり 然るに明治39年(1906年)本村大字平林区にて特殊払い下げを請い、次いで明治43年(1910年)同区より本村へ統一したるものなり 四圍何れも村有アカマツ林にして闔村協力一致必ず舊旧来の名林として其の名を愧じさん地方無比のアカマツ模範林の造成を期せり | |
| 造林方 | 明治39年(1906年)国有林地払い下げの後を受け人工植栽と萌芽生育と相俟って密生し殆んど手の施すべきなきの実況なりしを、大正5年(1916年)特に本県知事の造林費補助の指令を仰ぎ本年4月常設森林委員及び連合衛生組合各組合長と協議を遂げ造林地の現状を視察し全部を組合数に分割し之を各組合に分担せしめ各組合長に自治的に各分担区域における造林計画を一任し同時に村民をして至誠次の森林愛護の美風振興に努めしに起業旬日720余人出役の下に極めて迅速に天然造林の完成を見たり | |
| 保護法 | 大正6年(1917年)3月青沼村村有林野管理規程を設け保護と管理と相待ってその実行を期せり(別紙参照) | |

右 造林計画及び出品を修るなり

大正6年(1917年)9月30日

南佐久郡青沼村村長 日向治之助 印

青沼村 村有林野管理規程

第1条 本村有林野は本規程により、これを管理保護するものとする

第2条 本村民は常に村有林野を愛護し、植栽と天然生とを問はず、いやしく林木その他地上産物の生育を阻害するがごとき行為無きを期すべし。殊に許可を受けたる場合の他、林内において木炭の製造をなすべからず

第3条 植栽地及び天然造林地は必要により管理者において一般の入林を禁止するものあるべし

第4条 林野内に火災のおそれあることを知り又は盗伐その他の災害を知りたる者は村役場又は警察官吏に急報しただちに防御の方法を講ずべし
但し火災の場合においては警鐘を打つ等その他便宜の方法により一般に周知せしむべし

第5条 前条の警報を知りたるものは直ちに急行して防御に努むべし

第6条 林野内の下刈り区域及び時期は毎年管理者に於いて決定し、あらかじめ公示するものとする

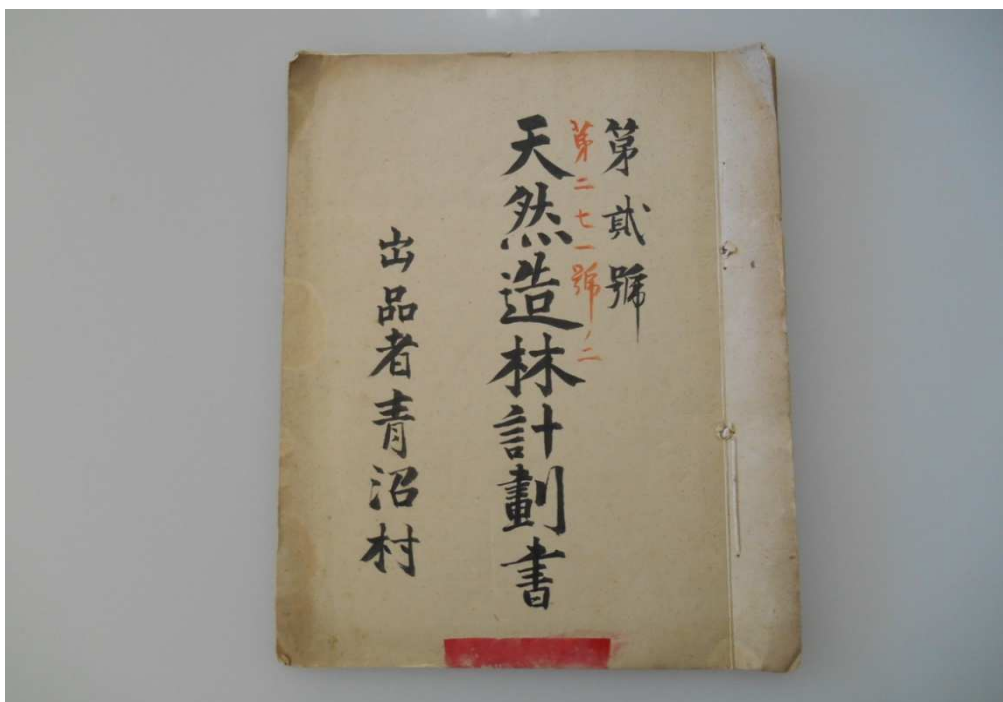
第7条 林野保護に関し功勞ありたる者には左の區別に従い金員を贈与す

- 1 火災を知らせ災害を未發に防止したるものには金五十錢以上金三圓以下
- 2 盗伐その他規程違反者を知らせたるものには金一圓以上金五圓以下

第8条 第2条に違反し又は第4条、第5条の義務を怠りたる者には村有林に関し共有すべき権利の一部または全部を剥奪することあるべし

附則

本規程は大正6年（1917年）3月27日より施行す
大正6年3月27日設置



青沼村『天然造林計画書』表紙